

## 第 9 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画における施設整備について

看護小規模多機能型居宅介護(以下、看多機)について、公募結果や既存施設の利用状況を踏まえ、第 9 期計画の公募は見送ることとし、今後の整備については第 10 期計画策定の中で整理していくこととします。

### 1 公募結果について

#### (1) 当初の公募

ア 公募期間 令和 6 年 6 月 25 日から同年 9 月 30 日まで

イ 応募条件等

既に介護保険事業の運営を行っている法人、病床を有する診療所を開設している者または新規に介護保険事業を開始する法人であることなど。

ウ 検証

本市の都市計画法に基づく開発許可制度の取扱い基準上、市街化調整区域において訪問看護事業の実施が不可であったこと。

#### (2) 再公募

上記検証を踏まえ、開発許可制度の取扱い基準を見直した。

ア 再公募期間 令和 6 年 11 月 1 日から令和 7 年 2 月 14 日まで

### 2 再公募後における対応

再公募後、今年度においては再々公募に向け、複数の事業者に対してヒアリングを実施しておりました。ヒアリングの結果、看多機の応募が困難である要因は、以下 3 点が考えられます。

#### (1) 深刻な看護職員の人材不足

夜勤やオンコールに対応可能な看護職員を十分に確保できる見通しが立ちにくい状況にあるため。

#### (2) 建設費用の高騰と事業の採算性

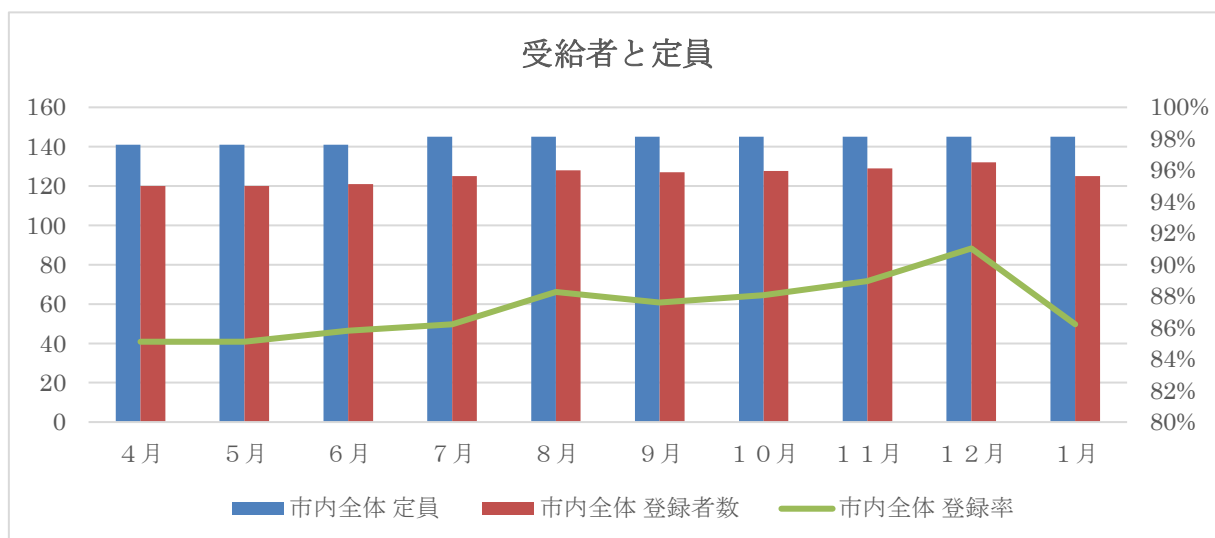
建築資材および人件費の高騰により、初期投資が増大する一方、介護報酬のみでは、初期投資を回収できる見込みが立ちづらい状況にあり、他サービスとの併設が検討されるも、市内において安価で十分な広さの土地の確保が困難であるため。

#### (3) 運営法人のリスク回避傾向

既存の介護現場での離職防止や処遇改善に注力しており、新規事業への参入や事業拡大について慎重な判断がなされている状況にあるため。

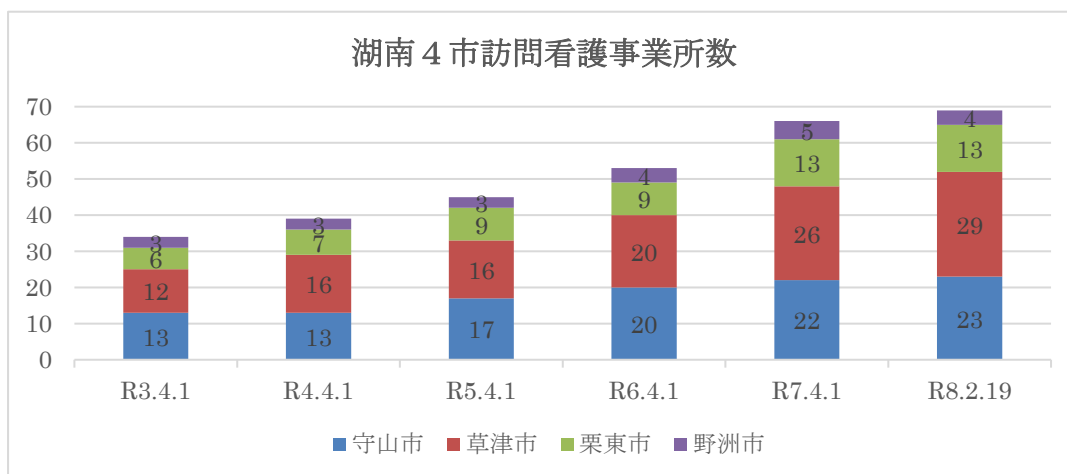
### 3 既存サービスの状況について

#### (1) 市内小規模多機能型居宅介護



近年の登録者はほぼ横ばいの状況となっており、令和8年1月時点の定員に対する登録率は、86%となっています。全体では、経営を安定させるための採算ラインとされる80%から90%の範囲にありますが、事業所ごとでみると、登録率が75%程度の事業所もあり厳しい経営状況がうかがえます。

#### (2) 訪問看護



市内の訪問看護事業所数は令和3年4月時点の13か所から23か所へと増加しており、専門職による訪問体制は充実しています。

### 4 今後の方向性

上記の状況を踏まえ、第9期介護保険事業計画期間における看護小規模多機能型居宅介護の整備については公募を見送ることとし、今後の整備のあり方については第10期介護保険事業計画の策定過程の中で整理していきます。